

広島県就農支援資金貸付金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

広島県就農支援資金貸付金貸付規則を廃止する規則

広島県就農支援資金貸付金貸付規則（平成七年広島県規則第六十八号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の広島県就農支援資金貸付金貸付規則第二条の規定により貸し付けた就農支援資金については、なお従前の例による。